

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市民税・県民税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	市民税・県民税の賦課に利用する。 所得・課税証明書の交付に利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 電話番号、7. 宛名番号、8. 世帯番号、9. 賦課資料区分、10. 徴収区分、11. 異動・更正事由、12. 異動・更正年月日、13. 非課税区分、14. 整理番号、15. 台帳番号、16. 通知書番号、17. 課税年度、18. 調定年度、19. 所得、20. 控除、21. 税額、22. 納期限、23. 通知日、24. 扶養情報、25. 本人控除情報、26. 専従者情報、27. 確定申告青白区分、28. 課税標準額、29. 減免額、30. 被扶養者合計所得、31. 事業所家屋敷区分、32. 給与特別徴収情報、33. 公的年金特別徴収情報、34. 住登外課税情報、35. 申告保存区分、36. 利用者識別番号情報、37. 就職年月日、38. 退職年月日	
記録範囲	市・県民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記録情報の収集方法	特別徴収義務者から提出された給与支払報告書、本人からの申告書、税務署からの確定申告書（国税連携データ）、日本年金機構からの年金支給者リスト、企業年金連合会等から提出された公的年金等支払報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	国・地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 小野市総務部総務課	
	（所在地） 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課に利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 個人番号、5. 統一個人番号、6. 統一法人番号、7. 取得日、8. 異動日、9. 届出日、10. 廃車日、11. 課税区分、12. 整理番号、13. 受付番号、14. 標識番号、15. 電話番号、16. 車両登録キー、17. 異動履歴、18. 車種、19. 所有形態、20. 主たる定置場、21. 車名、22. 型式及び年式、23. 原動機の型式、24. 車体番号、25. 型式認定番号、26. 総排気量、27. 初度検査年月、28. 燃料種類、29. 税率特例、30. 重課判定情報、31. 軽課判定情報、32. 用途、33. 営・自区分、34. 車体の形状、35. 異動事由、36. 賦課税額、37. 税率、38. 経年、39. 減免税額、40. 年税額、41. 収納状況、42. 履歴、43. 通知書番号、44. 減免対象年度、45. 減免種別、46. 申請の理由、47. 納期限、48. 更正日、49. 更正事由、50. 更正日	
記録範囲	軽自動車税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記録情報の収集方法	本人から提供される軽自動車税申告書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、減免申請書、他市から提供される課税物件異動通知書、軽自動車検査協会、運輸支局・自動車検査登録事務所から提供される軽自動車税申告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	地方税共同機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 小野市総務部総務課	
	（所在地） 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課に利用する	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 電話番号、7. 宛名番号、8. 世帯番号 9. 世帯構成、10. 世帯人数、11. 保険証番号 12. 賦課資料区分、13. 徴収区分、14. 異動・更正事由、15. 異動・更正年月日、16. 通知書番号、17. 課税年度、18. 調定年度、19. 調定額 20. 所得、21. 控除、22. 納期限、23. 通知日、24. 扶養情報、25. 専従者情報、26. 繰越損失、27. 課税標準額、28. 軽減判定情報、29. 減免額、30. 合計世帯所得、31. 公的年金特別徴収情報、32. 非自発的失業情報、33. 旧被扶養者情報、34. 申告区分	
記録範囲	国民健康保険課税対象者	
記録情報の収集方法	市民課からの提供、市民税・県民税課税情報ファイルとの連携、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、本人の申告、日本年金機構からの年金支給者リストの提供、市町村への所得照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 小野市総務部総務課 (所在地) 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宛名情報ファイル	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市民税・県民税、軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税の賦課徴収及び還付の事務に利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 通称名、7. 電話番号、8. 宛名番号、9. 世帯番号、10. 異動履歴、11. 口座情報、12. 送付先、13. 納税管理人、14. 納組、15. 抑止、16. 世帯主、17. 支払方法	
記録範囲	市税課税対象者（申告による非課税対象者を含む） 納税管理人	
記録情報の収集方法	本人・相続人・親族等からの申告、市民課からの提供、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、実態調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 小野市総務部総務課	
	(所在地) 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税課税情報ファイル	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課 資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課に利用する。 固定資産課税台帳の写し、固定資産課税台帳記載事項証明の交付に利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 電話番号、7. 宛名番号、8. 世帯番号、9. 賦課年度、10. 期数、11. 納期限、12. 通知書番号、13. 通知日、14. 課税区分、15. 土地所在地番、16. 土地評価額、17. 固定資産税土地課税標準額、18. 都市計画税土地課税標準額、19. 家屋所在地番、20. 家屋番号、21. 家屋評価額、22. 固定資産税家屋課税標準額、23. 都市計画税家屋課税標準額、24. 償却資産評価額、25. 固定資産税償却資産課税標準額、26. 固定資産税合計課税標準額、27. 固定資産税算出税額、28. 固定資産税減免額、29. 固定資産税年税額、30. 都市計画税合計課税標準額、31. 都市計画税算出税額、32. 都市計画税減免額、33. 都市計画税年税額、34. 合計年税額、35. 期割税額	
記録範囲	固定資産税・都市計画税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記録情報の収集方法	土地・家屋登記済通知書、不動産価格決定通知書、現況調査、本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	神戸地方法務局 兵庫県北播磨県民局加東県税事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 小野市総務部総務課	
	(所在地) 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	収納状況及び滞納状況ファイル	
行政機関等の名称	小野市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課収税係	
個人情報ファイルの利用目的	収納業務、徴収業務、滞納整理業務、還付充当業務、決算業務に利用する。 納税証明書の交付に利用する。	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 電話番号、6. 宛番号、7. 世帯番号、8. 通知書番号、9. 調定額（年度、期別）10. 未納額（年度、期別）11. 納付履歴、12. 更正履歴、13. 延滞金、14. 督促手数料、15. 還付未済額、16. 分納計画、17. 財産情報、18. 滞納処分状況、19. 執行停止状況、20. 不納欠損状況、21 督促状発送履歴	
記録範囲	市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税等）及び国民健康保険税の納税者、滞納者	
記録情報の収集方法	課税担当からの課税調定情報（システム連動）、金融機関及びコンビニでの収納情報（納入済通知書）の收受、スマホ決済の収納データ、共通納税収納データの收受	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 小野市総務部総務課	
	（所在地） 兵庫県小野市中島町531	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		